

新潟市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 36 号

新潟市景観条例の一部を改正する条例

新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「いう。）」の次に「及び新潟市景観計画に定める特別区域のうち古町花街地区（以下「古町花街地区」という。）」を加える。

第8条に次の2項を加える。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおける法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

（2） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るもの

（3） 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

（4） 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

（5） 道路から見える木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

（6） 法第16条第1項第3号に掲げる行為

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないもの

(3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更該当しないもの

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないもの

(5) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(6) 道路から見える木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(7) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

第9条に次の2項を加える。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおける法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く。）

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く。）

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転

- (4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。